

# 避難所の立ち上げ・ 運営について (地震時のみ)



避難所の運営の主体は

自主防災組織と避難所利用者です!

- 避難所の開設は地区支部
- 避難者の受入準備は自主防災会の役員、地区支部、施設管理者が協力して実施。

その後、徐々に自治組織の作って運営をしていく体制に移行。



# なぜ、主体的な避難所運営が必要なのか。

- ・南海トラフ巨大地震は**国難**
- ・県内だけでも**約1500カ所の避難所**  
⇒広範囲で被災するため、応援人員が来ない可能性
- ・地区支部等の行政職員は対応に追われる  
⇒**情報収集、伝達、救護所運営、救援物資の連絡**  
⇒物資配送、給水  
⇒道路・橋梁等の被害状況調査、上下水道等の復旧業務

◎自主防、避難所利用者等の主体的な避難所運営が  
一刻も早い復旧、復興支援に繋がる。

※熊本地震の例※

避難者がお客様。

多くの市職員、応援職員が避難所運営支援に当たった為、  
その他の支援が遅れ、災害復旧が遅れてしまった。



# 避難所立ち上げ時の8つの業務

①避難所の開設・点検

②避難所立ち上げ組織を作る

③居住組の編成

④避難所レイアウト・受入れ

⑤避難所利用者名簿の作成

⑥避難所自治会を作る

⑦運営役割分担

⑧避難所運営本部会議

<災害発生  
～1週間程度>

事前のルール作りや  
準備次第で  
落ち着いて避難所を  
立ち上げられるかが  
決まります。

<1週間経過後>

避難所が落ち着いて  
きたら・・・  
避難所利用者を  
中心に運営をする

# 避難所立ち上げ時の8つの業務 ①

①避難所の点検・開設

②避難所立ち上げ組織を作る

③居住組の編成

④避難所レイアウト・受入れ

⑤避難所利用者名簿の作成

⑥避難所自治会を作る

⑦運営役割分担

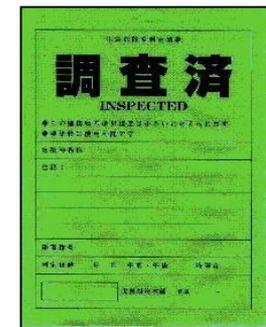
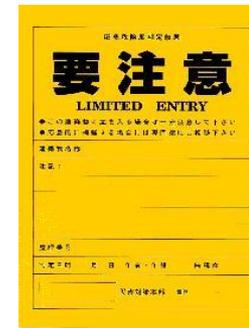
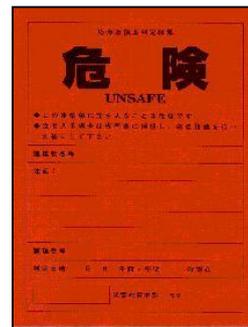
⑧避難所運営本部会議

## □ 応急危険度判定

(建築士が24時間以内に判定)

これをしないと、建物内への侵入は不可。

➡建物外での受付やトイレの設営を実施するとよい。



□ 施設管理者により設備の確認  
(ガス、電気、水道、トイレ等)

# 避難所立ち上げ時の8つの業務 ②

①避難所の開設・点検

②避難所立ち上げ組織を作る

③居住組の編成

④避難所レイアウト・受入れ

⑤避難所利用者名簿の作成

⑥避難所自治会を作る

⑦運営役割分担

⑧避難所運営本部会議

□ 地元自主防災の役員等から  
本部長、副本部長〇名を決める

□ **メンバーに女性役員の推薦**



# 避難所立ち上げ時の8つの業務 ③

①避難所の開設・点検

②避難所立ち上げ組織を作る

③居住班の編成

④避難所レイアウト・受入れ

⑤避難所利用者名簿の作成

⑥避難所自治会を作る

⑦運営役割分担

⑧避難所運営本部会議

□ 施設管理者と協議のもと、利用できる場所の確認

□ トイレ使用、立ち入り禁止エリア  
ルールの確認

➡ 事前のレイアウト作り

□ 仮設トイレ、避難所の受付設置

□ 避難所利用者名簿の準備



# 少し落ち着いてきたら...

①避難所の開設・点検

②避難所立上げ組織を作る

③居住組の編成

④避難所レイアウト・受入れ

⑤避難所利用者名簿の作成

⑥避難所運営組織を作る

⑦運営役割分担

⑧避難所運営本部会議

食料担当



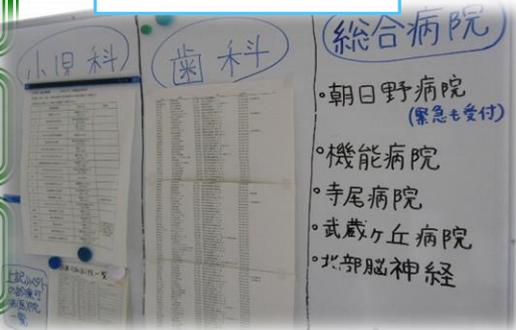
物資担当



施設担当



情報担当



# 分散備蓄

## —主な生活必需品—

- ビスケット
- アルファ米
- テント
- 毛布

## —感染症対策—

- 簡易テント、ベッド
- パーティション
- マスク、消毒液、非接触型体温計等



発災当初は、支援物資も学区の拠点に配送されます。  
それ以外の避難所へは、自分たちに手で物資を運びだす必要  
があります。

# 皆さんにお願いしたいこと

## 避難所のレイアウト作成

連合自主防災組織 : おおまかなレイアウト(案)の作成

施設管理者 : 避難所エリア、立ち入り禁止場所の確認

地区支部 : 防災資機材、備品等保管場所の確認

【立ち上げ手順書(例)】

【避難所レイアウト(例)】

静岡市西部生涯学習センター 避難所マニュアル  
令和4年11月(第二版)

1. ライフライン

電気

- ①非常用自家発電機(水素式ディーゼルエンジンと発電機)
  - 定格電力2000VA(約1600W)、稼働100分を標準。
  - 電力会社の電気が停止し発電となった場合に稼働し給電を開始。
  - 非常用照明と各室内及び屋外各箇所にて設置されている災害時専用コンセントに接続。
- ②非常用照明
  - 非常用照明停止後もバッテリーで20分程度使用できる。なお、一般照明や空調等の動力用電気は非常用発電機からの電気で稼働を停止しない。
- ③非常用自家発電機
  - 電力会社からの電気が停止すると発電された電気を使用することができない。

水道

- ①常水の分水栓(約15分間6.4リットル)が設置されている。
  - 震災より以上の地震で水の供給を停止する装置が作動し、受水槽内の水を確保する。
  - 高圧タンクはなく、受水槽に設置されている給水ポンプにより給水タンクに貯水しているため、電気の供給がないと給水できない(給水ポンプは非常用自家発電機と接続していない)。

ガス(都市)

- ①調理実習室と1階および2階の給湯室の水道用給湯器に使用している。
- ②水道が供給されないと同利用できない。

2. 避難者の受入場所

階層	面積	用途			
第1集会室	48.20	16	第3集会室	26.47	8
第2集会室	110.02	36	第4集会室	28.44	11
第3集会室	68.76	22	第7集会室	28.45	8
キッズスペース	51.81	17	ホール	194.2	64
料理実習室	63.45	(21)	給湯室	76.47	23
大ホール	22.75	10	多目的ホール	17.64	6
			倉庫	18.40	6

3. 避難所立ち上げ手順

- 避難所の名称、施設
  - 施設名(女性がいると望ましい)を通知する
- 避難所立ち上げ組織の構成
  - 本部員、副本部員(女性がいると望ましい)を通知する
  - 立ち入り禁止エリアの指定
  - 二次災害の危険がある場所や立ち入り禁止エリアにテープ等を貼く
- 受付の設置
  - 避難者名簿、靴、椅子等を準備
  - 受付の設置、避難者名簿の準備
  - 施設トイレ、情報伝達用のホワイトボード等を準備、設置
- 給湯スペース等の確認
  - 事前に設置したレフトメントなどに居住スペースの確認
- 避難者の受け入れ

生涯学習センター(1階)

生涯学習センター(2階)

施設管理者: 植地 真 所在地: 静岡市東区田町三丁目4番5号

